

シンガポールにおけるハイブリッドプロモーションモデル事業委託業務仕様書

1. 委託内容

シンガポールから三重県への個人旅行者（F I T）の誘客PRに係るプロモーション事業の実施

2. 委託期間

契約締結日から令和2年1月31日まで

3. 事業の目的

外国人観光客の個人旅行（F I T）化が進むにつれ、旅行者自身が旅行博やインターネットなどを通じて情報収集し、旅行計画を立てることが多くなっていることから、こうした旅行者のニーズに対応した、オンラインとオフラインの双方を使った効果的なプロモーションサイクルを構築することを目的にモデル事業を実施する。

4. 業務の詳細及び提案

(1) F I Tを対象としたオンラインキャンペーンの実施

以下のとおり、シンガポールにおける誘客キャンペーンを実施すること。

- ・ウェブ上にキャンペーンサイトを設置し、オンライン上でシンガポールの人々が参加するキャンペーンを企画し、実施すること。
- ・キャンペーンは、サイト上で三重県の観光に関するアンケートを実施のうえ応募すると、抽選で賞品が当たる仕組みを取り入れること。
- ・三重県公式インスタグラムアカウント「visitmie」（英語版）、「visitmie_tw」（繁体字版）への誘導や当該アカウントのフォロワー増加等、三重県の認知度を向上させる取組を企画し、実施すること。
- ・キャンペーンサイトは三重県のグルメを主要なテーマの一つとし、例えばシンガポール人のブロガー等による三重県でのグルメ記事等を掲載すること。また、令和元年5月に発売された「ミシュランガイド愛知・岐阜・三重 2019 特別版」掲載店などの情報も有効に活用すること。
- ・オンラインキャンペーンへの参加を促すため、オンライン広告等の活用を図ること。

(2) 日本政府観光局（J N T O）主催「ジャパントラベルフェア」への出展

以下のとおり、令和元年9月27日～29日にシンガポールで開催されるジャパントラベルフェアにおいて三重県ブースを出展し、運営すること。

- ・出展の申し込みは三重県が実施する（※2ブース）。出展費用および装飾費用を見積もりに含めること。
- ・ブースの装飾については、海外向けの三重県観光ブランドロゴとキャッチフレーズ「M I

E, Once in Your Lifetime」を活用するものとし、オンラインキャンペーンとトーンを合わせた装飾とすること。

- ・QRコード等が付いたチラシやノベルティを配布する等、来場者のオンラインキャンペーンへの参加意欲を高めるための仕組みを企画、実施すること。

(3) その他関連する業務

- ・キャンペーンの実施にあたり、シンガポールおよび日本の鉄道事業者や航空事業者と効果的な連携が可能であれば提案すること。
- ・本事業における効果を測定するため、チラシやノベルティ配布数や三重県公式Instagramアカウントのフォロワー増加数等、(1)、(2)の各業務について目標値の設定を行うとともに、実施後の効果測定を行うこと。
- ・オンライン上で実施するアンケートについて、事業終了後に結果を集約すること。
- ・シンガポールおよび国内の企業・団体等の協賛（協賛金、物品・サービスの提供等）の獲得について、可能な限り調整を行うこと。なお、協賛に相応する当該企業・団体等の露出を本事業内で行うことについては、これを妨げないこととし、詳細は事業実施時に協議のうえ決定する。
- ・上記以外でもシンガポールにおける三重県の認知度を高め、FIT誘客を促進するための取組については積極的に提案すること。
- ・本事業の結果をふまえ、今後の三重県のシンガポール訪日市場向けのプロモーション手法について提案を行うこと。

5. 納品物、納期、納品場所

下記のとおり期限までに業務実績報告書を提出すること。

- (1) 納品物 業務実施報告書 印刷物2部及び加工し二次利用が可能なデータ形式1部
(CD-ROM、DVD-R または USB メモリ等の媒体とする。)
- (2) 納品期限 令和2年1月31日(金)
- (3) 納品場所 三重県海外誘客課

6. 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局と協議しながら進めるものとします。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

7. 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が(2)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

8. 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は積算した額に、消費税等の課税対象となる額に対して100分の110に相当する額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てます）を加算した額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

9. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10. 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、必要に応じて概算払いを可能とするほか、契約条項の定めると

ころによります。

1 1. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1 2 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。